

○旭川市個人情報保護条例

平成17年3月24日条例第8号

改正

平成20年12月12日条例第64号

平成21年3月26日条例第4号

平成27年9月14日条例第62号

平成28年3月25日条例第25号

平成29年4月11日条例第41号

令和4年3月25日条例第9号

旭川市個人情報保護条例

旭川市個人情報保護条例（平成3年旭川市条例第26号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第4条—第9条）

第3章 開示及び訂正等

第1節 開示（第10条—第20条）

第2節 訂正等（第21条—第23条の2）

第4章 審査請求（第23条の3—第26条）

第5章 保有個人情報の不正な複製等の禁止（第27条—第31条）

第6章 事業者における個人情報の取扱い（第32条—第37条）

第7章 雑則（第38条—第43条）

第8章 罰則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する個人情報の開示等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者，病院事業管理者，消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され，又は識別され得るもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報であり，文書，図画，写真，フィルム及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国，独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体，地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は，個人情報を保護するための重要な事項を決定するときは，旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第22条に規定する旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）に諮問し，その意見を尊重するものとする。

3 実施機関の職員又は職員であった者は，職務上知り得た個人情報を漏らし，又は不当な目的に利用してはならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は実施機関が正当な事務の遂行のために必要があると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保護委員会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、本人にその旨を通知しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えた実施機関の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）（実施機関の保有する特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）を除く。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへの提供（以下「外

部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が保護委員会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、規則で定める場合を除き、本人にその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定に基づき、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、当該外部提供を受けるものに対し、当該外部提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（特定個人情報の利用の制限）

第6条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えた保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、個人情報取扱事務の目的を超えて保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第6条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えた情報提供等記録の利用をしてはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第7条 実施機関は、オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、外部提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が保護委員会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

(適正管理)

第8条 実施機関は、次に掲げる措置を講ずることにより、保有個人情報を適正に管理しなければならない。

(1) 保有個人情報を正確かつ最新のものとする事。

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損その他の事故を防止すること。

(3) 必要でなくなった保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該委託を受けた個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)について、前条第2号に掲げる措置を講じなければならない。

3 受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 開示及び訂正等

第1節 開示

(開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報の開示請求にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わつて開示請求をすることができる。ただし、未成年者が15歳以上の者である場合において、開示請求(保有特定個人情報に係るものを除く。)について当該未成年者の同意がないときは、この限りでない。

3 死者の相続人又は婚姻の届出をしていないが事実上死者と婚姻関係と同様の事情にあつた者(以下「死者の相続人等」という。)は、当該死者に係る開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第11条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

- (2) 開示請求に係る保有個人情報の内容その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人又は前条第2項若しくは第3項のいずれかに該当する者であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をしようとする未成年者の法定代理人は、当該未成年者が15歳以上の者であるときは、当該未成年者の開示請求に係る同意を証する書類を提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるとき（開示請求に係る保有個人情報を実施機関が特定するために必要な事項が記載されていないときを含む。）は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに開示することができないと認められる情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に開示することが適当でないと認められる情報
- (3) 開示請求者（法定代理人（保有特定個人情報の開示請求にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求の場合にあつては本人を、死者の相続人等による開示請求の場合にあつては当該死者をいう。第18条第1項において同じ。）以外の者に関する情報が含まれている情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者（法定代理人（保有特定個人情報の開示請求にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求の場合にあつては、本人）が知ることができ、又は知ることが予定されているもの

- イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められるもの
- ウ 公務員等（個人情報保護に関する法律第78条第2号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- イ 実施機関の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供された情報であって，当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより，人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (6) 市及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ，不当に市民の間に混乱を生じさせ，又は特定のものに不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって，次に掲げるもの
- ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって，開示することにより，正確な事実の把握を困難にし，又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にすると認められるもの
- イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって，開示することにより，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
- ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって，開示することにより，その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- エ 人事管理に係る事務に関する情報であって，開示することにより，公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(部分開示)

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、その部分を除いて、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第12条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示しない旨の決定をすることができる。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定又は当該開示請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定（開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及び前条の決定を含む。以下同じ。）（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第11条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、延長の理由及び開示決定等をする事ができる時期を同項に規定する期間内に、書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は保有個人情報を開示しない旨の決定をしたときは、その理由（保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合にあつては、残りの部分を開示しない理由）を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、実施

機関は、これらの決定に係る保有個人情報の全部又は一部が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第17条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者の意見の聴取)

第18条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第14条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出を求められた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第24条及び第25条において「反対意見書」と

いう。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、実施機関が第16条第2項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。
- 3 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うものとする。
- 4 実施機関は、保有個人情報を開示することにより当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報を複写したものにより開示することができる。

(費用の負担)

第20条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報が記録された文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与により保有個人情報の開示を受ける者は、当該供与及び送付に要する費用を負担するものとする。

第2節 訂正等

(訂正等請求権)

第21条 何人も、この条例の定めるところにより、自己に係る保有個人情報に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

- 2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が第5条第1項から第3項までの規定による制限を超えて自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。
- 3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が第6条第1項ただし書の規定によらないで自己に係る保有個人情報の目的外利用等をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用又は実施機関以外のものへの提供(以下「利用等」という。)の中止を請求することができる。
- 4 第10条第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による請求について準用する。

(特定個人情報の利用中止等請求権)

第21条の2 何人も、この条例の定めるところにより、自己に係る保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当すると認められるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の削除又は利用の中止

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の中止

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

（訂正等請求の手続）

第22条 自己に係る保有個人情報の訂正、削除又は利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等請求に係る保有個人情報の内容その他の訂正等請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項

2 第11条第2項から第4項までの規定は、訂正等請求の手続について準用する。

（訂正等請求に対する決定等）

第23条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日の翌日から起算して21日以内に、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をする旨の決定又は訂正等をしない旨の決定（以下「訂正等の決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条2項において準用する第11条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正等をする旨の決定をしたときは、当該決定に係る保有個人情報の訂正等をした上、訂正等請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第16条第3項の規定は、訂正等請求に対する決定手続について準用する。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正等をする旨の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第23条の3 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(保護委員会への諮問等)

第24条 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、保護委員会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正、削除又は利用等の中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第25条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第26条 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 保有個人情報の不正な複製等の禁止

（不正な複製等の禁止）

第27条 何人も、正当な理由がなければ、保有個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により当該保有個人情報の全部又は一部が記録された記録媒体以外の記録媒体に複製してはならない。

2 何人も、正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された保有個人情報の全部又は一部を同項に規定する方法により当該記録媒体以外の記録媒体に複製してはならない。

以後の段階にわたる複製についても、同様とする。

3 何人も、正当な理由がなければ、保有個人情報が記録された記録媒体（以下「保有個人情報記録媒体」という。）又は前2項の規定に違反して保有個人情報の全部又は一部が複製された記録媒体（以下「不正記録媒体」という。）を譲り受け、借り受け、又は所持してはならない。

4 何人も、正当な理由がなければ、保有個人情報記録媒体又は不正記録媒体を譲渡し、又は貸し渡してはならない。

（中止命令等）

第28条 市長は、前条の規定に違反する行為をしている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

2 市長は、前条第3項の規定に違反して保有個人情報記録媒体又は不正記録媒体を譲り受け、借り受け、又は所持している者に対し、当該保有個人情報記録媒体又は不正記録媒体の提出を命じ、

又は当該不正記録媒体に複製された保有個人情報の消去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 3 市長は、前条第4項の規定に違反して保有個人情報記録媒体又は不正記録媒体を譲渡し、又は貸し渡した者に対し、当該保有個人情報記録媒体又は不正記録媒体の回収及び提出を命ずることができる。

(報告の聴取及び立入調査)

第29条 市長は、前条の規定による命令をするために必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第27条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市長が指定する者に、同条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(保護委員会の意見の聴取等)

第30条 市長は、第28条の規定による命令をしようとするとき、又は前条第1項の規定により報告を求め、若しくは立入調査をさせようとするときは、あらかじめ、保護委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、保護委員会の意見の聴取を省略することができる。この場合において、市長は、その講じた措置の内容を速やかに、保護委員会に報告しなければならない。

(中止命令等の公表)

第31条 市長は、第28条の規定による命令をしたときは、これを公表しなければならない。

第6章 事業者における個人情報の取扱い

(事業者の責務)

第32条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の個人情報の取扱いの調査等)

第33条 市長は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該個人情報の取扱いについて必要な調査を行い、当該個人情報の取扱いが不適正であると認める場合は、その是正又は中止をすよう求めることができる。

2 市長は、事業者が前項の調査を行ったときは、当該事業者に対し、当該調査の結果について、報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(勧告又は公表)

第34条 市長は、前条第3項の規定による調査の結果、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その是正又は中止を勧告しなければならない。

2 市長は、事業者が前条第2項の報告をしないとき、若しくは同条第3項の規定による調査を拒んだとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、保護委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

3 保護委員会は、前項の意見を述べるために必要があると認めるときは、当該事業者、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(事業者に係る苦情又は相談の処理)

第35条 市長は、事業者における個人情報の取扱いに係る苦情又は相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(出資法人の責務)

第36条 市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。

(指定管理者の個人情報保護)

第37条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行うに当たって、個人情報を取り扱うときは、第4条から第6条まで、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「市長に」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて市長に」と、同条第2項中「市

長に」とあるのは「指定実施機関を通じて市長に」と、第5条第2項ただし書及び第3項第5号並びに第6条第1項第4号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する場合における第3章の規定の適用については、同章中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者の保有する個人情報」と、第10条第1項、第11条第1項、第2項及び第4項、第12条（第4号イを除く。）、第13条、第14条並びに第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る指定管理者の保有する個人情報の提供を受けて」と、同条第2項から第4項まで、第17条、第18条、第19条及び第21条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第2項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、同条第3項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、「実施機関以外」とあるのは「指定管理者以外」と、第22条及び第23条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第2項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等をした」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせた」と、同条第3項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」とする。
- 3 指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

第7章 雑則

（区域外適用）

第38条 第5章及び第44条から第47条までの規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。

（適用除外等）

第39条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- （1）統計法（平成19年法律第53号）第52条各号（第2号を除く。）に掲げる個人情報
- （2）統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- （3）図書館その他これに類する本市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している個人情報

- 2 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第19条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、当該同一の

方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

3 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第19条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

4 法令又は他の条例の規定に訂正等について定めがある場合には、第3章第2節の規定は、適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第40条 実施機関は、保有個人情報の目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

2 実施機関は、開示請求又は訂正等請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者が容易かつ迅速に開示請求等を行うことができるよう、前項の規定による保有個人情報の目録等の作成のほか、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第41条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第42条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、第27条第4項の規定に違反したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、第27条第1項から第3項までの規定のいずれかに違反し、又は第28条の規定による命令に違反したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 前条第1項に規定する者以外の者が、同項の行為をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、前条第2項の行為をしたときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第46条 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定によりされている開示請求は、この条例による改正後の旭川市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第10条の規定による開示請求と、旧条例第14条の規定によりされている訂正等請求は新条例第21条の規定による訂正等請求とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第18条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第24条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月12日条例第64号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月14日条例第62号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定（第6条の2第1項（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び第2項に係る部分に限る。）、第10条第2項、第11条第3項、第12条第3号及び第21条第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正

規定（第21条の2第1項（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び第2項に係る部分に限る。）並びに第39条第2項の改正規定は平成28年1月1日から、目次の改正規定、第2条に2号を加える改正規定（同条第5号に係る部分に限る。）、第6条の次に2条を加える改正規定（第6条の2第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第6条の3に係る部分に限る。）、第21条の次に1条を加える改正規定（第21条の2第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第3章第2節中第23条の次に1条を加える改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月11日条例第41号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日条例第9号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市個人情報保護条例第23条の規定は、令和3年9月1日から適用する。